

S R P 認証制度運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報保護法の施行に伴い、社会保険労務士法第21条（秘密を守る義務）を基本として、社会保険労務士が個人情報保護に対する社会的責任を高める制度（S R P (Shakaihoken Roumushi Privacy) 認証制度）について定めるものとする。

第2章 認証

(認証)

第2条 全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、個人情報の適切な保護措置について、社会保険労務士事務所（法人の事務所を含む。以下「事務所」という。）の申請に基づき、連合会が定める基準に適合した場合に認証する。

(認証申請)

第3条 認証申請は、次の申請書類を連合会に提出しなければならない。

- (1) S R P 認証申請書（様式第1号）
- (2) 事務所概要（様式第2号）
- (3) 申請手数料の払込取扱票の写

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事務所で定めたプライバシーポリシー
- (2) 事務所で定めた個人情報の取扱いに関する規程

(欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する事務所は、S R P 認証を受けることができない。

- (1) 申請の日前2年以内にS R P 認証の取消しを受けた事務所
- (2) 申請の日前2年以内に個人情報の取扱いにおいて個人情報の外部への漏えいその他情報主体の利益の侵害を行った事務所
- (3) 申請の日前3ヵ月以内にS R P 認証の申請について、第7条に定める否認決定を受けた事務所
- (4) 会員権の停止処分中の者が在籍している事務所

(手数料)

第5条 認証申請及び認証更新には、別に定める手数料を納付しなければならない。

- 2 いったん納付した手数料については、返還をしない。
- 3 財団法人日本情報処理開発協会よりプライバシーマーク付与認定を受けている事務所またはI SMS適合性評価制度における認証を取得している事務所は、手数料を免除する。

(審査)

第6条 連合会は、事務所のSRP認証への適合性について、次の審査を行う。

- (1) 第3条に規定する申請書類の審査
 - (2) eラーニングシステムによる審査
- 2 前項に規定する審査は、別に定める審査基準によって行う。
 - 3 前条第3項に該当する事務所は、第1項第1号の審査により認証を受けることができる。

(認証決定)

第7条 連合会は、前条第1項の審査の結果に基づき、当該事務所に対する認証又はこれを否とする旨の決定（以下「否認決定」という。）を行い、その内容を当該事務所に通知する。

- 2 否認決定にあつては、その理由を付して行う。
- 3 有効期間は、認証の日から3年とする。

(再審査)

第8条 否認決定を受けた事務所は、当該否認決定の日から4ヶ月以内に、その理由となった事項について改善のための措置を講じ再審査の請求をすることができる。

(SRP認証の使用)

第9条 連合会は、SRP認証を受けた事務所に対し、SRP認証書を発行する。

(申請に係る事項の変更等)

第10条 事務所は、第3条の申請書類の内容に変更が生じたときは、速やかに連合会に報告しなければならない。

(認証の登録及び公表)

第11条 連合会は、所定の登録簿を備え、認証を受けた事務所（以下「認証事務所」という。）に係る次の事項を記載し、ホームページ等を通じて公表する。

- (1) 事務所名及び氏名
- (2) 事務所所在地

第3章 更新

(認証の更新)

第12条 認証事務所は、有効期間の満了に際し、認証の更新を受けることができる。

2 前項の更新を受けようとする事務所は、認証の有効期間の満了前4ヶ月以内3ヶ月前までに、次の申請書類を連合会に提出しなければならない。

(1) SRP認証更新申請書(様式第3号)

(2) 第3条第2号に掲げる書類

(3) 更新手数料の払込取扱票の写

3 有効期間は、更新前の有効期間に3年を加えた期間とする。

4 連合会は、審査の結果に基づき、第1項の更新の可否について決定し、その内容を当該事務所に通知する。

第4章 調査及び措置

(調査)

第13条 連合会は、SRP認証制度の適正な運営のために必要があると認めるときは、認証事務所に対し、所要の報告書を求めることができる。

2 連合会は、前項の状況の調査のために必要があると認めるときは、当該認証事務所について実地調査を行うことができる。

3 連合会は、前項の実地調査に係る経費について当該認証事務所に負担を求めることができる。

4 SRP認証を受けた事務所は、個人情報取扱いにおける事故等が発生した場合には、速やかに連合会に報告をしなければならない。

(措置)

第14条 連合会は、認証制度の適正な運営のため必要があると認めるときは、この規則に基づき、認証事務所に対し、注意、勧告、認証の一時停止又は認証の取消し等の措置(以下「措置」という。)を講じることができる。

2 連合会は、必要があると認めるときは、調査の結果について、第18条に規定するSRP認証制度運営委員会(以下「SRP運営委員会」という。)に報告し、委員会の審議を経た上で、注意又は勧告を行うものとする。

(認証の一時停止)

第15条 連合会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、終了条件を付した上で、1年

未満の期間を定め、認証事務所に対する認証を一時停止（以下「一時停止」という。）することができる。

- (1) 認証事務所が、前条の規定による注意又は勧告に対し、正当な理由なく従わない場合又は十分な改善を実施していると認められない場合
 - (2) 認証事務所が個人情報の取扱いにおいて発生させた個人情報の外部への漏えいその他本人の権利利益の侵害が、この規則に基づき一時停止相当と判断される場合
- 2 連合会は、前項に規定する一時停止をする場合は、事前に当該認証事務所に弁明の機会を与えなければならない。調査及び弁明の結果をSRP運営委員会に報告し、委員会の審議を経た上で、これをしなければならない。
 - 3 一時停止を受けた事務所は、一時停止の期間が終了するまでは、SRP認証の使用を中止し、SRP認証書を連合会に返納しなければならない。
 - 4 連合会は、第1項の規定により一時停止をしたときは、その旨を連合会のホームページ等を通じて公表する。
 - 5 一時停止は、終了条件が満たされたことを連合会が確認することで終了する。
 - 6 連合会は、前項の規定により一時停止が終了したときは、その旨を連合会のホームページ等を通じて公表する。連合会は、SRP認証書を当該認証事務所に返還する。

（認証の取消し）

第16条 連合会は、認証事務所が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認証事務所に対する認証を取り消すことができる。

- (1) 申請書類の内容に重大な誤り及び虚偽があったことが明らかになった場合
 - (2) 前条の規定による一時停止に、事務所が正当な理由なく従わない場合、終了条件を満たさないため一時停止が1年を超えた場合又は終了条件を満たすことなく認証の取消しを申し出た場合
 - (3) 認証事務所が第4条各号のいずれかに該当するに至った場合
- 2 前項に規定する取り消しを行う場合は、事前に当該認証事務所に弁明の機会を与えなければならない。調査及び弁明の結果、なお取り消すことが適当と判断したときは、連合会は、調査及び弁明の結果をSRP運営委員会に報告し、委員会の審議を経た上で、これをしなければならない。
 - 3 第1項の規定による取消しがあったときは、以後SRP認証の使用を中止し、SRP認証書を連合会に返納しなければならない。
 - 4 連合会は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を連合会のホームページ等を通じて公表する。

第5章 異議の申出

(認証事務所からの異議の申出)

第 17 条 認証事務所は、連合会が認証事務所に対して決定した措置について、1 ヶ月以内に異議を申し出ることができる。

2 前項の異議の申出ができる事項は、次の各号とする。

(1) 第 4 条の各号のいずれかに該当するとして、申請が受け付けられない旨を通知されたとき

(2) 第 7 条及び第 12 条の規定に基づく認証の否認決定

(3) 第 14 条、第 15 条及び第 16 条の規定に基づく措置

3 第 1 項の異議の申出の手続については、連合会が別に定める。

第 6 章 委員会及び事務局

(SRP 認証制度運営委員会)

第 18 条 連合会に SRP 運営委員会を置く。

(任務)

第 19 条 SRP 運営委員会は、この規則に定める事項のほか、SRP 認証制度の企画立案及び運用に関する重要事項について審議する。

(委員等)

第 20 条 SRP 運営委員会の委員は、個人情報の取扱い及び保護に関し精通している社会保険労務士および学識経験がある者の中から連合会の会長が委嘱する。

2 SRP 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

(SRP 認証事務局)

第 21 条 連合会に SRP 認証事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局は、認証制度の企画立案及び運用・普及並びに SRP 運営委員会に関する事務をつかさどる。

(相談等窓口)

第 22 条 事務局に SRP 認証制度の運用に関する事務所、本人及び一般国民からの質問、相談、苦情等に対応するための窓口を置く。

(公的機関への協力)

第 23 条 連合会は、所管省庁その他公的機関の個人情報の保護に関する行政に資するため、公的機関から認証制度の運営状況について報告が求められたときは、これに協力するも

のとする。

附 則

この規程は、平成20年1月17日から施行する。